(新)

## 基本計画 第 **1** 章 **1**

### 人権尊重のまちづくりの推進

#### ・ 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。 人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本 国憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2010(平成22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして「飯塚市人権教育・啓発実施計画」、その後「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定、2018年(平成30年)4月には、個別の差別解消に向けた法の理念にのっとり、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行し、人権尊重社会の実現に向けて人権教育・啓発の推進に取り組んできました。

しかしながら、依然として、社会生活のあらゆる局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題が生じており、近年では、社会情勢の急激な変化や国際化、価値観の多様化、情報化の進展などを背景に、インターネットによる人権侵害や性的マイノリティー(少数者)に対する新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、<mark>人権啓発センター</mark>を中心に地区<mark>交流センター</mark>も含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2019(令和元)年度に実施した飯塚市人権問題市民意識調査の結果を踏まえ、2021(令和3)年3月には「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を改定しました。それに基づいた「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

#### → 目標達成指標

| 目標達成指標  | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|---|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 人権教育・啓発の講演会等参加者数                              | 10,783 人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 13,000 人                          |
| <mark>人権教育</mark> ・啓発講演会等の内容を<br>理解している参加者の割合 | 69.2%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 90.0%                             |

(旧)

## 基本計画 第 1 章 1

## 人権尊重のまちづくりの推進

#### ・ 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重や人権擁護に向けての取組が進んでいます。 人権は、人が人として尊重され、自由で幸福に生活していくため各人が持っている固有の権利で、日本国 憲法にも基本的人権として定められ、保障されているものです。

本市では、2000(平成 12)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく総合的な人権教育・啓発のため、2010(平成 22)年に「飯塚市人権教育・啓発基本指針」を定め、その理念を具現化するものとして、2011(平成 23)年に「飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、その推進に取り組んできました。

しかしながら、2014(平成 26)年度に実施した人権同和問題実態調査(以下「実態調査」という。)の分析結果では、一定の成果を示しつつも、全ての課題が解消されたことには至っていないことが明らかになっています。

また、私たちのまわりには、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権に関するさまざまな問題が存在し、社会環境や人の価値観の変化などに伴い、犯罪被害者や性的マイノリティー(少数者)への新たな人権問題も発生するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。このようなことから、人権教育及び啓発のより一層の充実を図り、市民一人ひとりの人権が大切にされる、人権尊重のまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、就学前教育及び学校での人権学習のほか、家庭や地域においても、人権を大切にする、豊かなこころを育てていくことが重要なため、隣保館施設を中心に地区公民館も含めた啓発活動の充実が求められています。

そのような中、2016(平成 28)年 3 月には、実態調査の結果を踏まえ、「第 2 次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

#### → 目標達成指標

| 目標達成指標                            | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-----------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 人権同和教育・啓発の講演会等参加者数                | 10,783 人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 13,000 人            |
| 人権同和教育・啓発講演会等の内容を<br>理解している参加者の割合 | 69.2%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 90.0%               |

施策

#### 1-1 人権尊重のまちづくりの推進

### 2 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

#### 4 隣保館運営事業

市内の人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

#### 関係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、<mark>人権問題</mark>に関する取組を実施している各種関係機関・ 団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。



<mark>人権教育</mark>・啓発講演会

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 1-1 人権尊重のまちづくりの推進

#### 2 人権尊重のまちづくりに向けた総合的な取組の推進

さまざまな人権問題に幅広く対応し、人権尊重の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な人権施策を推進します。

また、実態調査で明らかになった健康で文化的な生活の実現に向けての生活環境改善や教育・就労の分野での残された課題の解決に向け、これまでの特別対策の成果を踏まえ、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、一般対策での積極的な実施に努めます。

#### 

市内の会館及び人権啓発センターでは、福祉の向上や人権啓発を目的に市民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、生活の相談事業や人権問題解決のため各種講座の開催、人権啓発活動事業、高齢者生活支援事業等を実施するとともに、広く市民への事業の周知に努めます。

#### 男係機関、団体等との連携体制の促進

国・県及び地域、学校、企業など、人権・同和問題に関する取組を実施している各種関係 機関・団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。



人権同和教育・啓発講演会

## 基本計画 第 **1** 章 **2**

## 男女共同参画の推進

#### ・ 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、 男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず 個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2021(令和3)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、 女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意 識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方 が低い傾向は続いています。

また、男女共同参画についての関心度は前回調査より増加していますが、関心のない人も未だ4割強います。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス(※1)を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                                | 基準値<br>2015(平成 27)年                 |                     | 目標値<br>2026 <mark>(令和 8)年度</mark> |
|---------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 市の目標審議会等(※2)女性委員の割合                   | 31.3%                               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 40.0%~60.0%                       |
| 地方自治法第 202 条の 3 に基づく市の審議会<br>等女性委員の割合 | 28.1%                               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 40.0%~60.0%                       |
| 性別による固定的役割分担の考え方を<br>否定する市民の割合        | 58.9%                               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>75.0%</mark>                |
| 地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合      | <mark>27.6%</mark><br>※2021(令和 3)年度 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 50.0%                             |

(※1)ワーク・ライフ・バランス:<mark>個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加</mark> 等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

(※2)目標審議会等: 地方自治法第202条の3に基づ(審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。

### 基本計画 第 **1** 章 (2

## 男女共同参画の推進

#### ・ 現状と課題

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくためには、 男女がお互いの人権を尊重し、職場、学校、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず 個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

本市においても、2015(平成27)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、 女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方を否定する割合が前回調査に比べ多く、男女の意 識は確実に変化しています。しかし、性別による固定的役割分担を否定する割合は女性に比べて男性の方 が低い傾向は続いています。

また、男女共同参画についての各種事業を展開してきたにもかかわらず、関心度や認知度は前回調査に 比べ低下しています。

このため、本市では、「男女共同参画社会」を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる「飯塚市男女共同参画推進条例」及び「飯塚市男女共同参画プラン」に掲げる施策をより一層推進していく必要があります。

特に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、男女が共に対等な立場で責任や義務を担い、あらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を確立するためには、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、女性の参画が少ない分野での積極的な登用や実効性のあるワーク・ライフ・バランス(※1)を推進していく必要があります。

また、男女の人権の尊重やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画推進センターを拠点としたさまざまな活動を工夫しながら展開することが必要です。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                                | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 市の目標審議会等(※2)女性委員の割合                   | 31.3%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 40.0%               |
| 地方自治法第 202 条の 3 に基づく市の審議会等<br>女性委員の割合 | 28.1%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 30.0%               |
| 性別による固定的役割分担の考え方を<br>否定する市民の割合        | 58.9%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 70.0%               |

(※1)ワーク・ライフ・バランス: 仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において も、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら多様な生き方が選

択・実現できる状態。

(※2)目標審議会等: 地方自治法第202条の3に基づ(審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの。

施策

1-2 男女共同参画の推進

1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮されるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民、事業者等への取組を進めます。

3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の個性的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。また、女性に対するあらゆる暴力の防止などの啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 1-2 男女共同参画の推進

1 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりの気付きと社会生活での実践が不可欠であるため、「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の視点が反映されるよう、全庁的かつ総合的な施策の推進を図ります。

2 女性活躍の推進

男女共同参画社会の実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくりのため、市の審議会等に女性委員の積極的登用を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた企業などへの働きかけを行います。

3 男女共同参画推進センターの積極的な活用

男女共同参画推進センターを市民の活動拠点とし、男女共同参画推進社会づくりに向けて、各種講座の開催、情報の収集・提供、活動団体の支援、相談事業の実施など総合的な施策の展開、充実を図ります。

4 女性の人権の確立

社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取り組むとともに、相談事業の充実を図り、相談者の実情に応じた支援を行います。



## 協働のまちづくりの推進

#### ・ 現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっています。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、最も重要な役割を担っているまちづくり協議会の活動拠点や地域づくりの拠点施設として、平成30年4月より12地区すべての公民館を交流センター化し、併せて、自主運営が可能となる取り組みを進め、多様なまちづくりの一層の推進を図っているところです。

本市では、市民・地域・市それぞれが、お互いの特徴をいかしながら、協力・連携しあうまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本となるルール、役割を明確に定めた「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を令和2年4月に制定しました。この条例により、活動に関わる方々の信頼の輪を広げ、地域課題を自ら解決できるような市民の力、地域の力の醸成につなげていく必要があります。

#### \* 施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、<mark>市民等、地域活動団体(自治会、まち協等)、市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)及び市の協働に</mark>よる活力ある地域づくりを推進します。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                             | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 地区公民館のコミュニティセンター(仮称)化              | 0 館                 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 12 館                              |
| 自治会加入率                             | 62.0%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 72.0%                             |
| まちづくり協議会等による交流センターの運営<br>(指定管理の導入) | 0 センター              | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 3 センター                            |

# 基本計画 第 1 章 (3

## 協働のまちづくりの推進

#### ・ 現状と課題

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民は多種・多様な価値観やニーズを持つようになっています。

また、本市においても自治会加入世帯の減少が課題となる一方、安全・安心な暮らしを守る地域コミュニティの役割の重要性がますます高まっています。

行政がこのような多様なニーズに対応するためには、市民、各種団体、NPO、事業者等との連携を図り、適切な役割分担のもと、様々なまちづくりの課題に的確に対応していく必要があります。

本市では、地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、市内 12 地区のまちづくり協議会が最も重要な役割を担っており、多様なまちづくりの一層の推進を図るためには、地区公民館をコミュニティセンター(仮称)化し活用するなど、その活動拠点の確立が求められています。

#### ※ 施策の方針

まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。

#### ≱ 目標達成指標

| 目標達成指標                | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 地区公民館のコミュニティセンター(仮称)化 | 0 館                 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 12 館                |
| 自治会加入率                | 62.0%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 72.0%               |

施策

#### 1-3 協働のまちづくりの推進

1 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、<mark>市民等、地域活動団体、市民活動団体及び市の役割を明らかにした「飯塚市協働のまちづくり推進条例」に基づき、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。</mark>

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12 地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

3 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

交流センターをより一層、地域コミュニティ活動の拠点施設として発展させるために、まちづくり協議会の充実による法人化を推進し、交流センターの指定管理導入に向けた取り組みを行っていきます。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 1-3 協働のまちづくりの推進

1 協働のまちづくりの推進

あらゆる機会を通じて、「市民参画」、「協働」についての意識の高揚に努めるとともに、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政がそれぞれの役割・責務を明らかにしながら、共通の目的の下に対等な立場で相互に補完し合い、地域の課題解決を図ります。

また、それぞれが互いの人権を尊重し誰もが共に活躍できる協働のまちづくりを推進するとともに、12 地区まちづくり協議会の支援の強化に努めます。

3 地域コミュニティ活動の拠点づくりの推進

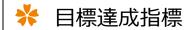
12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、地区公民館のコミュニティセンター(仮称)化を推進します。

さらに、核となるまちづくりリーダーの存在は、活動のきっかけや活性化の契機となることから、人材育成やネットワークの構築に努めます。





## 情報共有の推進



| 目標達成指標             | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| ホームページアクセス件数       | 4,300,022 件         | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>6,900,000</mark> 件          |
| 市民意見募集1事案当たりの提言の件数 | 6 件                 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 12 件                              |

### 業 目標達成指標

| 目標達成指標             | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| ホームページアクセス件数       | 4,300,022 件         | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 5,400,000 件         |
| 市民意見募集1事案当たりの提言の件数 | 6 件                 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 12 件                |

施策

#### 1-4 情報共有の推進

1 地域情報化計画の推進

「<mark>飯塚市地域情報化計画</mark>」<mark>に基づき</mark>、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

2 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、スマート自治体の推進を図ります。

さらに、マイナンバーカードを活用したオンライン申請など、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムの活用や行政データのオープンデータ化を 積極的に推進し、オープンデータの活用促進を図るなど市民の利便性向上に努めます。

3 広報の充実

広報紙、ホームページやSNS等を通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 1-4 情報共有の推進

1 地域情報化計画の策定

「地域情報化基本計画」を策定し、情報化施策の総合的かつ体系的な推進を図ります。

2 情報・通信基盤の充実

市内全域での高速通信網の早期整備を促進し、ネットワーク環境の整備とともに、ICTを効果的に利活用し、電子自治体の推進を図ります。

さらに、インターネットにより各種手続きや公共施設の予約などができるシステムを活用 するなど市民の利便性向上に努めます。

3 広報の充実

広報紙やホームページを通して市民への情報提供の充実を図るとともに、新たな手法を研究し、様々な手法を活用した情報発信に努めます。また、飯塚が誇る地域資源や強みを市内外へ情報発信を行い、市の魅力を積極的にPRしていきます。



## 効果的・効率的な行政経営の推進

#### 業 現状と課題

社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応するため、効果的で効率的な 行政組織や情報化等による透明性の高い行政事務の確立など、市民にもわかりやすい行政経営が求められています。

本市においても生産年齢人口の減少によって市税の大幅な増収が見込めない中、これまでも、市民生活の質の向上を図っていけるよう、地方分権時代における市民と行政の役割分担など、行財政の仕組みを含めた改革に取り組んできました。今後とも、限られた経営資源を最大限活用しながら未来への投資を可能にし、本市が持続的発展を続けていくため、民間との連携を含めた効果的で効率的な行政サービスを提供し続けることが求められています。

また、市民の生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上を目指すためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、医療、福祉、市民生活等の分野や道路等の交通インフラの整備などにも広域で取り組む必要があります。

#### ♣ 目標達成指標

| 目標達成指標                | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(令和 8)年 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 行財政改革単年度効果額           | 4.2 億円              | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 11.3 億円            |
| 市民サービスの向上に繋がった公民連携事業数 | 14件                 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> |                    |



## 基本計画 第 **2** 章 **1**

## 効果的・効率的な行政経営の推進

#### 業 現状と課題

社会情勢の変化や、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応するため、効果的で効率的な 行政組織や情報化等による透明性の高い行政事務の確立など、市民にもわかりやすい行政経営が求められています。

これまでは、合併直後に生じていた財政収支バランスの不均衡により、財政健全化に主眼をおいた行財 政改革に取り組んできましたが、今後は、少子高齢化社会への対応や地方分権時代における市民と行政の 役割分担など、行財政の仕組みを含めた改革が求められています。

また、市民の生活圏が拡大する中、市民の生活満足度の向上を目指すためには、市の区域を超えた広がりの中で、多様なニーズに対応した行政サービスを提供することが必要であり、医療、福祉、市民生活等の分野や道路等の交通インフラの整備などにも広域で取り組む必要があります。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標      | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 行財政改革単年度効果額 | 4.2 億円              | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 11.3 億円             |



行財政改革推進委員会

施策

#### 2-1 効果的・効率的な行政経営の推進

1 効果的・効率的な行政経営の推進

効果的で効率的な組織体制の確立と施策や行政サービスの適切な改善、見直しを行い、選択と集中の視点で経営資源を配分していく行政経営を推進します。

また、企業や大学、NPOなどの機関と連携し、市民サービスの向上や事務の効率化、地域活動の活性化などに取り組むため、公民連携を推進します。

3 広域行政の充実

平成30年に2市1町(飯塚市・嘉麻市・桂川町)で形成した「嘉飯圏域定住自立圏」の中心市として圏域全体をマネジメントし、相互に協力・連携することで、市民サービスの向上を図り、圏域全体の活性化に向けて、効果的・効率的な広域行政に努めます。

4 働き方改革の推進

「働き方改革によって、働き方そのものを変えること」を前提に、職員一人ひとりが それぞれの事情に応じた働き方を実現し、家庭・個人生活や地域活動等に充てる時間を 作り、その中で得られる多様な経験や新たな知識、多角的な視点を行政サービスにつな げる「生活と仕事の相乗効果」を目指します。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 2-1 効果的・効率的な行政経営の推進

1 効果的・効率的な行政経営の推進

効果的で効率的な組織体制の確立と施策や行政サービスの適切な改善、見直しを行い、選択と集中の視点で経営資源を配分していく行政経営を推進します。

また、PFI(\*\*1)、指定管理者制度(\*\*2)など民間活力の導入や民間委託などにより、市民サービスの向上と行政コストの削減を図ります。

3 広域行政の充実

定住自立圏形成に向けた取組を進めるなど、市域を越える行政課題に対し、近隣の地方公共団体と積極的に協力・連携することで、市民サービスの向上を図り、広域的視点に立った行政経営に努めます。

(※1) P F I: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営などを行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高いサービスを提供する手法。

(※2)指定管理者制度:多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、サービスの向上を図る とともに、経費の節減などを目的とした制度。



## 公共施設等の最適化と有効利活用

#### 業 現状と課題

地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少・高齢化等により公共インフラも含む公共 施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設等の運営状況や利用実態並びに劣化の状態を 的確に把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化(※1)などを計画的に行うことにより、財 政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

本市においても、公共施設等の<mark>あり方に関する基本方針及び実施計画を策定し、公共施設等の最適化に</mark> 計画的に取り組んでいるところですが、目標の達成状況が停滞気味であることに加え、劣化状況が進行し ている施設も見受けられます。将来の世代に負担を残さず引き継いでいけるよう、計画的な維持管理とと もに、人口や地区の状況に見合った施設規模や機能に見直すなど、公共施設等の最適化に向けた取り組み をさらに推進する 必要があります。

また、公共施設等として利用しない財産については、個々の状況に応じた有効利活用を行なう必要があ ります。



## 公共施設等の最適化と有効利活用

#### 業 現状と課題

地方公共団体は厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少・高齢化等により公共インフラも含む公共 施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設等の運営状況や利用実態並びに劣化の状態を 的確に把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化(※1)などを計画的に行うことにより、財 政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

本市においても、公共施設等の市民1人当たり延べ床面積は、類似団体と比較して約1.8倍と多く、将 来人口の減少率が全国と比較して早いスピードで進行すると推計されるなか、長期的視点に立って、将来 の市民の負担とならないような公共施設等の維持管理、適正配置を計画的に行なう必要があります。

また、公共施設等として利用しない財産については、個々の状況に応じた有効利活用を行なう必要があ ります。

## 基本計画 第 **2** 章 **3**

## 財政の健全化

#### ・ 現状と課題

本市の財政状況は、行財政改革など効率的な財政運営に努めた結果、改善傾向にありましたが、歳入面では、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少や人口減少による市税の減少、歳出面でも、医療及び子育て施策の充実や急速な高齢化の進展に伴う社会保障関連経費や公共施設の老朽化に伴う維持更新経費が増加傾向にあります。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減少や対策に必要な財政出動の増加が想定されるため、今後も厳しい財政状況になることが予測されます。

今後は、限られた財源を有効に活用するために、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施する必要があります。

また、国・県の補助制度<mark>や地方債制度</mark>の効果的な活用と自主財源確保の取組を強化し、健全な財政運営を推進する必要があります。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                 | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和</mark> 8)年 |
|------------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 単年度収支(※1)              | 1,832,154 千円        | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 黒字                               |
| 市税等滞納(未収金)総額の減額        | 2,940,285 千円        | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>2,270,000</mark> 千円        |
| 財政調整基金と減債基金(一般会計)の基金残高 | 14,772,057 千円       | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 6,400,000 千円                     |

(※1) 単年度収支:<mark>ここでは、</mark>当該年度の実質収支から<mark>当該年度の財政調整基金及び減債基金の繰入額</mark>を差し引いた額<mark>をいいます</mark>。

## 基本計画 第 **2** 章 **3**

## 3 財政の健全化

#### 業 現状と課題

本市の財政状況は、行財政改革など効率的な財政運営に努めた結果、改善傾向にありますが、歳入面では、合併算定替の終了に伴う地方交付税の減少や人口減少による市税の減少が予想されます。また、歳出面でも、医療及び子育て施策の充実や急速な高齢化の進展に伴い、社会保障関連経費が増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況になることが予測されます。

今後は、限られた財源を有効に活用するために、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施する必要があります。

また、国・県の補助制度の効果的な活用と自主財源確保の取組を強化し、健全な財政運営を推進する必要があります。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標          | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 単年度収支(※1)       | △92,882 千円          | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 黒字                  |
| 市税等滞納(未収金)総額の減額 | 2,940,285 千円        | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 2,600,000 千円        |

(※1)単年度収支: 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

施策

2-3 財政の健全化

1 健全な財政運営の確立

国・県の補助制度や地方債制度の効果的な活用により、計画的な財源確保を図ります。その上で、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施することにより、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な財政運営を推進します。

2 市税等自主財源の適切な確保

課税、納税体制の充実強化やふるさと応援寄付金(個人・企業)の促進を図るなど、自主財源の安定的な確保を図ります。

また、使用料・手数料などについては、公正・公平な受益者負担の原則に基づき、適正化 に努めます。 ※ 施策を実現するための基本事業

施策

2-3 財政の健全化

1 健全な財政運営の確立

依存財源については、国・県の補助制度の効果的な活用により計画的な確保を図ります。 その上で、経常経費の節減、合理化を進め、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、健全な 財政運営を推進します。

2 市税等自主財源の適切な確保

課税、納税体制の充実強化やふるさと応援寄付事業の促進を図るなど、自主財源の安定的な確保を図ります。

また、使用料・手数料などについては、公正・公平な受益者負担の原則に基づき、適正化に努めます。

基本計画 第 3 章 2

## 保健・医療の充実と連携

#### \* 現状と課題

本市には、飯塚市立病院をはじめ、病院 12 施設、一般診療所 132 施設、歯科診療所 73 施設(2021 (<mark>令和 3</mark>)年 3 月末現在)医療機関があります。市立病院は、飯塚病院や済生会飯塚嘉穂病院とならび地 域の中核的医療機関として市民に対し、安全・安心な医療を提供していく必要があります。

本市における休日・夜間等の救急医療体制については、一次救急医療である飯塚急患センターの設置や在宅当番医制の実施、二次救急医療としての病院群輪番制を実施し、三次救急医療として救命救急センターを設置しています。中でも、一次救急医療として本市が設置している飯塚急患センターでは、これまでの休日等夜間の診療に加え、平日夜間の診療を実施し更なる救急医療サービスの提供を図っていますが、今後は、各医療機関の役割を明確化し、更なる連携を図りながら、本市も含めた広域全体において、質の高い医療を提供していく必要があります。

また、市民一人ひとりが健やかに暮らし、活力ある社会を創造するためには、病気にかからない予防医療が重要です。近年、日本人の生活習慣の変化や高齢化の進展により、糖尿病等の生活習慣病の予備群が増加し、また、生活習慣病を原因とする死亡者は全体の約3分の1にものぼると推計されており、医療費が増大する要因となっています。生活習慣病は、若い時からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えられており、生活習慣を見直すための特定健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けたサポート(特定保健指導)の充実が求められています。

さらに、新たな課題として、未知の感染症への対策が重要となっています。2020(令和 2)年1月に国内で新型コロナウイルス感染者が発生して以来、新たな感染対策に迫られ、医療提供体制のひっ迫の危機や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、感染症対策のため市民の生活様式も一変する状況となっています。こうした状況を踏まえ、未知の感染症対策に対応できるよう国・県・医療機関等との連携を強化し、体制を構築することが重要となっています。



## 保健・医療の充実と連携

#### 業 現状と課題

本市には、飯塚市立病院をはじめ、病院 13 施設、一般診療所 132 施設、歯科診療所 77 施設 (2016(平成 28)年 3 月末現在) 医療機関があります。市立病院は、飯塚病院や済生会飯塚嘉穂病院とならび地域の中核的医療機関として市民に対し、安全・安心な医療を提供していく必要があります。

本市における休日・夜間等の救急医療体制については、一次救急医療である飯塚急患センターの設置や在宅当番医制の実施、二次救急医療としての病院群輪番制を実施し、三次救急医療として救命救急センターを設置しています。中でも、一次救急医療として本市が設置している飯塚急患センターでは、これまでの休日等夜間の診療に加え、平日夜間の診療を実施し更なる救急医療サービスの提供を図っていますが、今後は、各医療機関の役割を明確化し、更なる連携を図りながら、本市も含めた広域全体において、質の高い医療を提供していく必要があります。

また、市民一人ひとりが健やかに暮らし、活力ある社会を創造するためには、病気にかからない予防医療が重要です。近年、日本人の生活習慣の変化や高齢化の進展により、糖尿病等の生活習慣病の予備群が増加し、また、生活習慣病を原因とする死亡者は全体の約3分の1にものぼると推計されており、医療費が増大する要因となっています。生活習慣病は、若い時からの生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができると考えられており、生活習慣を見直すための特定健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けたサポート(特定保健指導)の充実が求められています。

施策

3-2 保健・医療の充実と連携

3 新たな感染症への対策

感染症への情報を収集し、正しい感染症対策を実施できるよう、各種啓発事業を推進しま す

また、地域の医療体制が維持できるよう、国・県・医療機関等との連携を強化し、新たな 感染症が発生した場合に、適切かつ迅速に対応できる体制の構築を図ります。 ※ 施策を実現するための基本事業

施策

3-2 保健・医療の充実と連携



## 高齢者が安心して暮らせる まちづくり

#### ・ 現状と課題

我が国では、「団塊の世代」の高齢化の進捗により、65歳以上の高齢者人口は、2025(令和7)年度には、3,677万人となり、2042(令和24)年度には、ピーク(3,935万人)を迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加することが予想され、さらに国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれています。

全国的に高齢化が進行する中、国では、2025(令和 7)年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム(※1)の構築を推進しています。本市の高齢者人口も増加を続けており、国勢調査によれば、高齢化率は 2020(令和 2)年 10 月現在、全国平均の 28.7%を上回る 31.9%に達しています。

このような状況の中、本市においても、地域包括支援センター(※2)の機能強化をはじめ、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進など、地域包括ケアシステムの充実に向けて関連施策を推進しており、今後とも、更なる高齢化に対応するため、地域包括ケアの取組をより充実・強化する必要があります。

また、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な給付管理を行うとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、施設、在宅両面での福祉サービスの充実をはじめ、ボランティア等民間活力の活用、人材の確保に努めるなど、地域における人権尊重の視点に立った適正な施設運営や高齢者支援施策の総合的、一体的な推進を図る必要があります。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標         | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 地域包括支援センターの設置数 | 1 箇所                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 10 箇所                             |
| 認知症サポーター数      | 7,954 人             | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 18,000 人                          |
| フレイル予防サポーター数   | 0人                  | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>240 人</mark>                |

(※1)地域包括ケアシステム:高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

(※3)フレイル予防サポーター: フレイル予防に関する活動を支援する市民サポーター。フレイルチェックの進行及び補助、飯塚市(地域包括支援センター)が実施するフレイル予防を目的とした教室の運営補助を行う



## 高齢者が安心して暮らせる まちづくり

#### ・ 現状と課題

我が国では、「団塊の世代」の高齢化の進捗により、65歳以上の高齢者人口は、2025(平成37)年度には、3,657万人となり、2042(平成54)年度には、ピーク(3,878万人)を迎え、その後も75歳以上の人口割合は増加することが予想され、さらに国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれています。

全国的に高齢化が進行する中、国では、2025(平成 37)年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム(※1)の構築を推進しています。本市の高齢者人口も増加を続けており、国勢調査によれば、高齢化率は 2015(平成 27)年 10 月現在、全国平均の 26.6%を上回る 29.1%に達しています。

このような状況の中、本市においても、地域包括支援センター(※2)の機能強化をはじめ、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連施策を推進しており、今後とも、更なる高齢化に対応するため、地域包括ケアの取組をより充実・強化する必要があります。

また、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業の適正な給付管理を行うとともに、高齢者が必要なサービスを適切に受けられるよう、施設、在宅両面での福祉サービスの充実をはじめ、ボランティア等民間活力の活用、人材の確保に努めるなど、地域における人権尊重の視点に立った適正な施設運営や高齢者支援施策の総合的、一体的な推進を図る必要があります。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標         | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 地域包括支援センターの設置数 | 1 箇所                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 10 箇所               |
| 認知症サポーター数      | 7,954 人             | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 18,000人             |

(※1)地域包括ケアシステム:高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活 支援が一体的に提供されるシステム。

(※2)地域包括支援センター:介護保険法に基づいて地域に設置する施設で、介護予防の推進や高齢者の保健・福祉・介護等に関する総合相談・ 支援を行う機関。

#### 施策

#### 3-3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

### 1 高齢者を支える体制づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの拠点となる地域包括支援センターの機能強化を進め、関係団体や地域と密接に連携した体制づくりを図ります。

#### 3 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

高齢者が生きがいをもって生活できるよう、老人クラブやシルバー人材センター、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、地域の様々な活動の担い手として活躍できる仕組みや環境をつくり、地域貢献活動や就労支援など、高齢者の社会参画を促進します。

また、高齢者<mark>自ら</mark>介護予防に取り組むフレイルチェックの実施や その事業を支援するフレイル予防サポーターの養成など、住民主体 による福祉活動の充実を図り、地域における支え合いの体制づくり を推進します。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

#### 施策

#### 3-3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

### 1 高齢者を支える体制づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの拠点となる地域包括支援センターの機能強化を進め、関係団体や地域と密接に連携した体制づくりを図ります。

#### 3 生きがいをもって生活できる環境づくりの推進

元気な高齢者がより自分らしく住み慣れた地域で生活できるよう、老人クラブやシルバー人材センター、社会福祉協議会等の関係機関との連携により、地域のさまざまな活動の担い手として活躍できる仕組みや環境をつくり、高齢者の地域貢献活動や就労支援など、高齢者の社会参加の促進に取り組みます。

また、高齢者の生きがいや介護予防につながる取組として、住民 主体による地域での福祉活動の充実を図り、地域における支え合い の体制づくりを推進します。 基本計画 第 3 章 5

## 安心して産み育てやすい 環境づくり

# 基本計画 第 3 章 5

## 安心して産み育てやすい 環境づくり

#### ・ 現状と課題

2015(平成27)年度からの「子ども・子育て支援法」施行により、共働きを希望する世帯の増加に伴い、保育ニーズの急激な高まりによる保育施設の供給不足が生じていましたが、保育施設の新たな整備、認定こども園への移行に伴う定員の増加や幼稚園での預かり保育事業の継続等、就学前施設の選択肢の充実、さらに保育士確保対策事業を進めたことにより、2021(令和3)年4月現在、支給認定を受けた未利用児童数(※1)は大幅に減少していますが、依然として保育士不足という状況は解消されておりません。

また、 共働きや核家族世帯の増加に伴い、延長保育や休日保育、病児保育などとともに、放課後児童クラブに対するニーズも高まりをみせています。今後は、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、 保育士の確保、教育・保育サービスの充実や放課後児童クラブを中心とした子ども・子育て支援事業の推 進が求められています。

#### ・ 現状と課題

少子化の進展等により幼稚園就園児は定員を下回る状況が続いていましたが、2009(平成 21)年度以降は徐々に増加傾向にあるものの、市内の幼稚園は定員の約 70%程度で推移しており、地域的な偏りも見られます。

また、2015(平成 27)年度からの「子ども・子育て支援法」施行に併せて、市内の保育施設の定員増を図ったものの、なお、保育の利用ニーズは受入れ可能数を上回っており、共働きを希望する世帯の増加に伴う保育ニーズの急激な高まりによる保育施設の供給不足が生じています。

さらに、近年全国的な問題となっている保育士不足による待機児童(※1)の増加問題や、共働きや核家族世帯の増加に伴い、延長保育や休日保育、病児保育などとともに、放課後児童クラブに対するニーズも高まりをみせています。今後は、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育士の確保、教育・保育サービスの充実や放課後児童クラブを中心とした子ども・子育て支援事業の推進が求められています。

(※1)支給認定を受けた未利用児童数:保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている人数。

(※1)待機児童:保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている児童のうち、利用可能な施設があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している者を除いた児童の数。

(※2)支給認定を受けた未利用児童数:保育所、認定こども園を利用する際に市に申請し、利用の認定を受けつつも未利用となっている人数。

施策

3-5 安心して産み育てやすい環境づくり

1 就学前の教育・保育施設の整備と保育環境の充実

幼稚園の認定こども園への移行や<mark>保育施設の整備など</mark>を進め、供給不足が解消できるように努めます。また、障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの教育・保育環境の確保に努めます。

3 放課後児童クラブの充実

利用児童数増に対応するため、学校の余裕教室の活用を含めた施設整備に努めるとともに、 障がい児童など特別な配慮が必要な児童の受入れ態勢の充実を図ります。また、児童を見守り 育てるため学校との連携を強化し、学習や遊びのプログラムを導入しながら児童の健やかな成 長、発達を支援する取組を全児童クラブで展開します。 ※ 施策を実現するための基本事業

施策

3-5 安心して産み育てやすい環境づくり

1 就学前の教育・保育施設の整備と保育環境の充実

幼稚園の認定こども園への移行や認可保育所の分園などの施設整備を進め、供給不足が解 消できるように努めます。また、障がい児など特別な配慮が必要な子どもへの教育・保育環 境の確保に努めます。

3 放課後児童クラブの充実

利用児童数増に対応するための施設整備に努めるとともに、受入れ態勢の充実を図ります。 また、放課後子ども総合プラン導入により、放課後子ども教室と一体的となった事業を全児童 クラブで展開していきます。

## 基本計画 第 3 章 7

## 安心して暮らせる地域づくり

#### ・ 現状と課題

我が国では未婚化や晩婚化、社会経済情勢の変化等により出生数が減少する一方、医療技術の発達などによって平均寿命は伸び、少子高齢化が進行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化により、家族間や地域住民相互のつながりが希薄化する傾向にあります。

このような地域社会における環境の変化の中で、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちづくりを目指して、市民が様々な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められています。

一方、生活保護制度は、生活困窮者に対し公的な扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、 $\frac{2021}{6}$  (令和 3)年 3 月末時点の保護率( $\frac{23.8}{6}$  (※ 1)は、全国  $\frac{16.4}{6}$  (※ 2)、福岡県  $\frac{23.8}{6}$  (※ 5) 飯塚市  $\frac{42.1}{6}$  (※ 2)、福岡県  $\frac{23.8}{6}$  (※ 2) においます。

社会や経済環境の変化に対応できる体制づくりを進め、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握・認識し、誰もが社会を構成する一員として尊重されながら、お互いに助け合うことのできる地域社会を創っていくことが必要です。

# 基本計画 第 3 章 (7

## 安心して暮らせる地域づくり

#### 業 現状と課題

我が国では未婚化や晩婚化、社会経済情勢の変化等により出生数が減少する一方、医療技術の発達などによって平均寿命は伸び、少子高齢化が進行しています。また、個人の価値観や生活様式の多様化により、家族間や地域住民相互のつながりが希薄化する傾向にあります。

このような地域社会における環境の変化の中で、地域住民がお互いに助け合い、安心して生活ができるまちづくりを目指して、市民が様々な場面で社会参加ができるような事業の展開やボランティアによる福祉ネットワークの充実が求められています。

一方、生活保護制度は、生活困窮者に対し公的な扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、2016(平成 28)年 7 月末時点の保護率(※1)は、全国 16.9% (※2)、福岡県 25.4%、飯塚市 48.2%で、県下の市では3番目に高い割合となっています。

社会や経済環境の変化に対応できる体制づくりを進め、困難な状況に陥っている人たちの存在をしっかりと把握・認識し、誰もが社会を構成する一員として尊重されながら、お互いに助け合うことのできる地域社会を創っていくことが必要です。



## 農林業の振興

※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-1 農林業の振興

5 ブランド化による農産品消費の拡大

農業経営の安定を図るため、農産品のブランド化や 6 次産業化を推進し、一層の付加価値 を高めることにより地産地消及び消費拡大を図るよう支援します。

6 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、農地や農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣の 駆除等の対策を ICT 技術を活用しながら 講じていきます。 基本計画 第 **4** 章 **1** 

## 農林業の振興

※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-1 農林業の振興

5 ブランド化による農産品消費の拡大

地域の伝統的な農業や文化、景観を守り、日本農業遺産制度などによる認定を受ける取組を行うことで、農産品のブランド化と消費拡大を図って、農業の安定経営を確立します。

6 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、農地や農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣の駆除等の対策を講じていきます。



## 地場産業の振興

#### \* 現状と課題

グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小などに加え、新型コ ロナウイルス感染症の流行により、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況下で、現在まで本市の経済を担ってきた市内中小企業は、雇用の創出、消費の活性化、 市税の増加等、地域経済において重要な役割を担っています。

中小企業の振興を図り、雇用<mark>の</mark>創出<mark>及び確保を図る</mark>ことが持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成に とって重要となります。

製造業、ヘルスケア(※1)等の成長産業、情報・研究開発系企業等の誘致や市内企業の定着を図るととも に、経営基盤の強化、新たな事業展開、<mark>事業承継、</mark>地域資源の活用などを促進し、国、県、関係団体と連 携・協力し、中小企業の支援、競争力の強化、人材育成<mark>、雇用の確保</mark>等を図ることが必要です。

また、飯塚オートレース場は、2015(平成27)年度から包括的民間委託を実施しており、民間活力を有 効活用した新たな市場拡大が求められています。



## 地場産業の振興

#### ・ 現状と課題

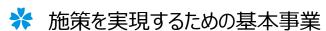
グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小など、中小企業を取 り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況下で、現在まで本市の経済を担ってきた市内中小企業は、雇用の創出、消費の活性化、 市税の増加等、地域経済において重要な役割を担っています。

中小企業の振興を図り、雇用を創出することが持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成にとって重要 となります。

製造業、ヘルスケア(※1)等の成長産業、情報・研究開発系企業等の誘致や市内企業の定着を図るととも に、経営基盤の強化、新たな事業展開、地域資源の活用などを促進し、国、県、関係団体と連携・協力し、 中小企業の支援、競争力の強化、人材育成等を図ることが必要です。

また、飯塚オートレース場は、2015(平成27)年度から包括的民間委託を実施しており、民間活力を有 効活用した新たな市場拡大が求められています。



施策

4-2 地場産業の振興

1 企業誘致の促進等

低未利用地の市有地及び民有地の活用、企業誘致適地の調査研究を行い、誘致企業等への支援施策の充実等により、県や大学、産業支援機関と連携しながら、企業の誘致に積極的に取り組むとともに市内企業の定着を図ります。

※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-2 地場産業の振興

1 企業誘致の促進等

既存工業団地の未分譲地、民有地等の未利用地の活用、官民含めた工業用用地の調査や検討を行い、誘致企業等への支援施策の充実等により、県と連携しながら、雇用創出効果のある企業の誘致を推進するとともに市内企業の定着を図ります。



## 創業促進と産業の創出

#### ・ 現状と課題

本市においては、「e-ZUKAトライバレー構想」第 1 ステージ(2003(平成 15)年~2007(平成 19)年)において、市内大学の人材並びに知的資産を活用し、各種施策により、I T関連等のベンチャー企業 ( $\times$ 1)の集積を図ってきました。

その後の長引く不況の中、景気は急速に失速し、創業や企業の新たな技術開発等の投資意欲も長く停滞したままの状況にありましたが、徐々に雇用情勢、景気回復等の兆しが見えてきていました。しかし、2020(令和 2)年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用情勢等は再び厳しい状況となっています。

本市経済において、新規創業や地域企業の技術開発等による新たな産業の創出は、地域の雇用を創出し、地域経済を活性化させ、地域企業の競争力向上に資する効果は大きく、市内経済の発展にとって重要な施策です。

本市は、理工系大学をはじめとする 3 つの大学に加え、産業支援機関等が立地するポテンシャル(※2) を有しており、この産学官連携による創業人材の育成・支援、市外からのベンチャー企業の集積、新技術・新製品・新サービスの創出により、起業力・企業力の向上等を図ります。また、先端情報技術(ブロックチェーン技術)の活用を図ることで、新産業創出の土壌となる産学官のネットワークをより強化し、さらなる人材・情報・技術・企業の集積が期待されています。



## 創業促進と産業の創出

#### ・ 現状と課題

本市においては、「e-ZUKAトライバレー構想」第 1 ステージ(2003(平成 15)年 $\sim$ 2007(平成 19)年)において、市内大学の人材並びに知的資産を活用し、各種施策により、I T関連等のベンチャー企業 ( $\times$ 1)の集積を図ってきました。

その後の長引く不況の中、景気は急速に失速し、創業や企業の新たな技術開発等の投資意欲も長く停滞したままの状況にありましたが、徐々に雇用情勢、景気回復等の兆しが見えてきたところです。

本市経済において、新規創業や地域企業の技術開発等による新たな産業の創出は、地域の雇用を創出し、地域経済を活性化させ、地域企業の競争力向上に資する効果は大きく、市内経済の発展にとって重要な施策です。

本市は、理工系大学をはじめとする3つの大学に加え、産業支援機関等が立地するポテンシャル(※2)を有しており、この産学官連携による創業人材の育成・支援、市外からのベンチャー企業の集積、新技術・新製品・新サービスの創出により、起業力・企業力の向上等を図り、人材・情報・技術・企業の集積が期待されています。

施策

#### 4-3 創業促進と産業の創出

2 新規事業参入・事業拡大の支援

新技術・新製品の研究開発、実用化・高度化に取り組む中小企業やベンチャー企業の技術開発力の向上と製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図ります。また、医療・健康分野をはじめとした成長分野において、企業の事業領域の拡大、受注拡大・新規参入に向けた取組に対する支援の充実を図ります。

新産業創出に向けた先端情報技術(ブロックチェーン技術)の実用化に向けた取組を支援します。

※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-3 創業促進と産業の創出

2 新規事業参入・事業拡大の支援

新技術・新製品の研究開発、実用化・高度化に取り組む中小企業やベンチャー企業の技術開発力の向上と製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図ります。また、医療・健康分野をはじめとした成長分野において、企業の事業領域の拡大、受注拡大・新規参入に向けた取組に対する支援の充実を図ります。



## 商業の振興



消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、大型商業施設の郊外立地、市外への消費流出、事業 主の高齢化や後継者不足などにより、市内各地域における商業機能の低下が加速しており、地域商業者や 商店街団体等を取り巻く環境は厳しい状況が続き、商店業者の個店数や売上額が減少しています。

こうした中、商工会議所や商工会などの関係団体との連携のもと、地域特性を生かした商業の振興を図 るため、空き店舗対策や回遊性の向上、集客力を高めるソフト事業等を推進することが必要となっていま

また、個店の経営強化として、人材育成、個店の魅力向上、情報発信の強化などを支援することにより、 まちのにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていくことが必要です。



## 商業の振興

#### 業 現状と課題

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、大型商業施設の郊外立地、事業主の高齢化や後継者 不足などにより、市内各地域における商業機能の低下が加速しており、地域商業者や商店街団体等を取り 巻く環境は厳しい状況が続き、商店業者の個店数や売上額が減少しています。

こうした中、商工会議所や商工会などの関係団体との連携のもと、地域特性を生かした商業の振興を図 るため、空き店舗対策や回遊性の向上、集客力を高めるソフト事業等を推進することが必要となっていま す。

また、個店の経営強化として、人材育成、個店の魅力向上、情報発信の強化などを支援することにより、 まちのにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていくことが必要です。



施策

4-4 商業の振興

商業活性化の一体的推進

商工団体、商店街、<mark>大型商業施設</mark>、民間事業者等と連携し、<mark>市内商業エリアの回遊性を高</mark> め、商業活性化事業の一体的な推進に努めます。

※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-4 商業の振興

商業活性化の一体的推進

商工団体、商店街、民間事業者等と連携し、商業活性化事業の一体的な推進に努めます。



## 観光の振興

#### 業 現状と課題

観光二ーズの多様化により、「見る」「遊ぶ」だけの観光から、「目的」指向が広がり、観光地にはより地域性の高い特色や個性が求められています。

こうした中、全国的に誇れる自然や歴史だけでなく、地域の個性あふれる文化や街並み、特産品、伝統行事、あるいは各種体験型プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

本市においては、「飯塚市観光振興基本計画」に基づき、飯塚観光協会を観光プラットフォーム(観光拠点)として位置づけ、「旧伊藤伝右衛門邸」「嘉穂劇場」「長崎街道 内野宿・飯塚宿」「旧松喜醤油屋」「飯塚オートレース場」「サンビレッジ茜」等の歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源をテーマ・ターゲットとした域内周遊ルートの整備を行うとともに、新たな観光資源の発掘を行う必要があります。

更に、自治体の枠を越えた広域的ネットワークを構築し、観光ルート開発を行うことにより、近年増加する訪日外国人旅行者(インバウンド)の誘客等も見据え、観光資源や観光ルート等に関する情報を国内外に向けて発信していくことが必要です。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                      | 基準値<br>2015(平成 27)年         |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 観光客消費額                      | 57.6 億円<br>(2014(平成 26)年度)  | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 95.0 億円                           |
| 観光入込客数                      | 216.8 万人<br>(2014(平成 26)年度) | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 355.0 万人                          |
| 観光ルート件数                     | 11 件                        | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 30 件                              |
| <mark>ブランド認定製品(※1)件数</mark> | <mark>0 件</mark>            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>50 件</mark>                 |



## 観光の振興

#### ・ 現状と課題

観光二ーズの多様化により、「見る」「遊ぶ」だけの観光から、「目的」指向が広がり、観光地にはより地域性の高い特色や個性が求められています。

こうした中、全国的に誇れる自然や歴史だけでなく、地域の個性あふれる文化や街並み、特産品、伝統行事、あるいは各種体験型プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

本市においては、「飯塚市観光振興基本計画」に基づき、飯塚観光協会を観光プラットフォーム(観光拠点)として位置づけ、「旧伊藤伝右衛門邸」「嘉穂劇場」「長崎街道 内野宿・飯塚宿」「旧松喜醤油屋」「飯塚オートレース場」「サンビレッジ茜」等の歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源をテーマ・ターゲットとした域内周遊ルートの整備を行うとともに、新たな観光資源の発掘を行う必要があります。

更に、自治体の枠を越えた広域的ネットワークを構築し、観光ルート開発を行うことにより、近年増加する訪日外国人旅行者(インバウンド)の誘客等も見据え、観光資源や観光ルート等に関する情報を国内外に向けて発信していくことが必要です。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標  | 基準値<br>2015(平成 27)年         |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|---------|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| 観光客消費額  | 57.6 億円<br>(2014(平成 26)年度)  | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 95.0 億円             |
| 観光入込客数  | 216.8 万人<br>(2014(平成 26)年度) | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 355.0 万人            |
| 観光ルート件数 | 11 件                        | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 30 件                |

(※1)ブランド認定製品:本市の優れた地域資源又は製品として、「いいづかブランド」の認定をうけたもの。

施策

4-5 観光の振興

1 新たな広域的観光ルートの整備

歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源を基点として位置づけ、日本遺産の認定を受けたシュガーロードや長崎街道を中心とした「まち歩き」等をキーワードとした観光ルートを提案し、観光地としてのブランド化に努めるとともに、近隣市町と連携し、広域的な観光ルートの整備に努めます。

3 特産品を生かした観光資源の開拓

銘菓発祥の地という利点を生かし、観光素材にマッチした商品の共同開発を促進していくとともに、地元食材を使った郷土料理を開発するなど既存の物産品の掘り起こしを行い、販売ルートや販売方法の見直しを行います。また、筑前茜染の復活を目的として、染物技術を活用した特産品の開発や染物体験による観光集客を目指します。



4 情報発信の強化

新しい観光資源の開発等に努めるとともに、SNSや観光ポータルサイトの活用、観光ガイドマップ、観光パンフレットの多言語化等のPR資料を用いた国内外への情報発信を行います。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

4-5 観光の振興

1 新たな広域的観光ルートの整備

歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源を基点として位置づけ、長崎街道を中心とした「まち歩き」等をキーワードとした観光ルートを提案し、観光地としてのブランド化に努めるとともに、近隣市町と連携し、広域的な観光ルートの整備に努めます。

3 特産品を生かした観光資源の開拓

銘菓発祥の地という利点を生かし、観光素材にマッチした商品の共同開発を促進していくとともに、地元食材を使った郷土料理を開発するなど既存の物産品の掘り起こしを行い、販売ルートや販売方法を見直し、観光と物産の両輪での集客を目指します。



4 情報発信の強化

新しい観光資源の開発等に努めるとともに、観光ガイドマップ、観光パンフレット等のPR資料を用いた国内外への情報発信を行います。

# 基本計画 第 5 章 2

## 確かな学力を育む教育の推進

#### 業 現状と課題

社会の在り方そのものが劇的に変わる「society5.0」(※1)の到来が予測される中、人材育成の基盤である義務教育は、子ども一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立していく基礎を培い、社会人として必要とされる基本的な資質や情報活用能力を養うことが求められています。

また、経済環境の変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中、児童・生徒の学習と生活の両面の支援に努める必要があります。

本市の小学校・中学校は、平成 29 年度までに今後の児童・生徒数の推移傾向を踏まえて学校施設の再編を行いました。今後は、長寿命化計画に基づく施設の改修や ICT 環境整備など計画的な教育環境の整備を進めることが重要です。

さらに、児童・生徒の確かな学力の保障と学ぶ意欲の向上を図るためには、子ども一人ひとりの特性に 応じたきめ細やかな学習指導や生活指導の実現が必要であり、教職員の資質と指導力の向上が求められて います。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標   | 基準値<br>2015(平成 27)年      |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|--|--------------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 小学校:全国標準学力検査NRT (国語、算数)<br>の正答率<br>中学校:標準学力分析検査 (国語、数学) の正答率<br>*小学校は全国平均を100とし、中学校は県平均を100とする | 小学校 110.0%<br>中学校 100.8% | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 115.0%<br>中学校 105.0%          |
| 全国学力・学習状況調査の正答率<br>*全国平均を 100 とする  | 小学校 99.8%<br>中学校 98.3%   | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 100.4%<br>中学校 100.4%          |
| 乗り入れ授業を実施している中学校区数(※ <mark>2</mark> )  | 8 校区                     | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 10 校区                             |
| 協調学習にかかわる授業を実施している学校の割合  | 小学校 22.7%<br>中学校 40.0%   | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 100%<br>中学校 100%              |
| M I Mアセスメント(※ <mark>3</mark> )において 3 rd ステージ対象児童の<br>割合 (※ <mark>4</mark> )                    | 10.0%                    | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 5.0%                              |

### (\*\*1)society5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。

- (※2)乗り入れ授業を実施している中学校区数:小中学校相互に教員が特定の教科及び学年において、通年で数回の授業を実施している中学校区数。
- (※3) M I Mアセスメント: M I Mとは、Multilayer Instruction Model(多層指導モデル)の略。通常の学級における「読み」の指導において、個々の子どものニーズに対応して指導・支援を3つの段階に分けて行う指導方法。M I Mアセスメントは、指導の必要性を判断するために
- (※4)MIMアセスメントにおいて3rd ステージ対象児童の割合:でんしゃ、きって、おかあさんなどの特殊音節の読みにおいて個別指導が必要な児童の割

## 基本計画 第 5 章 2

## 確かな学力を育む教育の推進

#### 業 現状と課題

少子高齢化やグローバル化などが急激に進む中、人材育成の基盤である義務教育は、子ども一人ひとり の能力を伸ばしつつ、社会において自立していく基礎を培い、社会人として必要とされる基本的な資質を 養うことが求められています。

また、経済環境の変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中、児童・生徒の学習と生活の両面の支援に努める必要があります。

本市の小学校・中学校は、核家族化、少子化など社会情勢の変化の中で学級数、児童・生徒数とも減少傾向となっています。そのため、学校施設については、老朽化した校舎の大規模改造のほか、教育効果を高めるための学校規模の適正化など計画的な教育環境の整備を進めることが重要です。

さらに、児童・生徒の確かな学力の保障と学ぶ意欲の向上を図るためには、子ども一人ひとりの特性に 応じたきめ細やかな学習指導や生活指導の実現が必要であり、教職員の資質と指導力の向上が求められて います。

#### 目標達成指標

| 目標達成指標  | 基準値<br>2015(平成 27)年      |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年      |
|---|--------------------------|---------------------|--------------------------|
| 小学校:全国標準学力検査NRT(国語、算数)<br>の正答率<br>中学校:標準学力分析検査(国語、数学)の正答率<br>*小学校は全国平均を 100 とし、中学校は県平均を 100 とする | 小学校 110.0%<br>中学校 100.8% | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 115.0%<br>中学校 105.0% |
| 全国学力・学習状況調査の正答率<br>*全国平均を 100 とする   | 小学校 99.8%<br>中学校 98.3%   | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 100.4%<br>中学校 100.4% |
| 乗り入れ授業を実施している中学校区数(※1)  | 8 校区                     | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 10 校区                    |
| 協調学習にかかわる授業を実施している学校の割合   | 小学校 22.7%<br>中学校 40.0%   | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 小学校 100%<br>中学校 100%     |
| M I Mアセスメント(※2)において 3 rd ステージ対象児童の割合 (※3)   | 10.0%                    | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 5.0%                     |

(※1)乗り入れ授業を実施している中学校区数:小中学校相互に教員が特定の教科及び学年において、通年で数回の授業を実施している中学校区数。

(※2)M I Mアセスメント: M I Mとは、Multilayer Instruction Model(多層指導モデル)の略。通常の学級における「読み」の指導において、個々の子どものニーズに対応して指導・支援を3つの段階に分けて行う指導方法。M I Mアセスメントは、指導の必要性を判断するために行う評価のスト

(※3)MIMアセスメントにおいて3rdステージ対象児童の割合:でんしゃ、きって、おかあさんなどの特殊音節の読みにおいて個別指導が必要な児童の割合。

#### 施策

#### 5-2 確かな学力を育む教育の推進

#### ず 学力向上の推進

児童・生徒の学力向上に向け、協調学習(※5)などの学習理論やICT教育を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制の強化を図り、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

#### 4 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や一貫した支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい(※6)等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、子どもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

#### 5 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、<mark>建物の安全性や耐久性を確保するため、令和2年6月に飯塚市学校施設長寿命化計画を策定し、施設の改修を計画的に推進します。</mark>また、安全で安心して学べる環境を整備します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

#### 6 教員の資質向上

新しい時代を担う子どもたちを育むため、ICT活用指導力の向上に取り組み、教員の更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

(※5)協調学習:ある学習課題に対し一人一人が自分の考えをもち、学習者同士の対話をとおして新たな気づきを導き出し、理解を深める学習。

(※<mark>6</mark>)発達障がい: 自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳幼児期にその症状が現れる。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

#### 施策

#### 5-2 確かな学力を育む教育の推進

#### 1 学力向上の推進

児童・生徒の学力向上に向け、協調学習(※4)などの学習理論やICT教育を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制の強化を図り、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

#### 4 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や一貫した支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい(※5)等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、 子どもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

#### 5 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、大規模改造や改築を計画的に推進するとともに、安全で安心して学べる環境を整備します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

#### 6 教員の資質向上

新しい時代を担う子どもたちを育むため、教員の更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

(※4)協調学習:ある学習課題に対し一人一人が自分の考えをもち、学習者同士の対話をとおして新たな気づきを導き出し、理解を深める学習。 (※5)発達障がい:自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳 幼児期にその症状が現れる。



## 生涯学習の振興

#### → 現状と課題

生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

このような中、本市では、多様化する市民ニーズに対応するため、中央公民館や各交流センター、図書館などを中心として、生涯学習の機会提供に努めているものの、講座や施設利用者の年齢層の偏りや固定化等が見られます。

市民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくためには、市民がいつでも自由に、学習機会を選択して、学ぶことができる、生涯学習社会づくりを今後も推進する必要があります。

さらに、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るため、学習を通して得た知識や経験を地域

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標         | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(令和 8)年 |
|----------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 生涯学習講座等参加者数    | 68,051 人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 85,000 人           |
| 図書館来館者数        | 649,623人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 650,000 人          |
| 学習ボランティア講師派遣人数 | 2,253 人(令和元年度)      | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 2,500 人            |



## 生涯学習の振興

#### 業 現状と課題

生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

このような中、本市では、多様化する市民二ーズに対応するため、公民館や図書館などを中心として、 生涯学習の機会提供に努めているものの、講座や施設利用者の年齢層の偏りや固定化等が見られます。

しかし、市民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくためには、市民がいつでも自由に、学習機会を選択して、学ぶことができる、生涯学習社会づくりを今後も推進する必要があります。

さらに、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るため、学習を通して得た知識や経験を地域 課題の解決や、まちづくりに生かせる環境づくりを進めることが重要です。

#### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標      | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 生涯学習講座等参加者数 | 68,051 人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 85,000 人            |
| 図書館来館者数     | 649,623人            | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 650,000 人           |

#### 施策

#### 5-4 生涯学習の振興

#### 3 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、<mark>年齢を問わず</mark>生涯にわたって<mark>学び続ける</mark>ことができるよう、市民の学習ニーズに答えるべく、<mark>アンケート調査等の分析により、様々なジャンルで講座を展開することで</mark>学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、機能の充実と利便性の向上に努めます。

中央公民館や交流センターなどにおいては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。



交流センターまつり

#### ※ 施策を実現するための基本事業

#### 施策

#### 5-4 生涯学習の振興

#### 3 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、生涯にわたって自己啓発に取り組むことができるよう、市民の学習ニーズに対応した学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、 機能の充実と利便性の向上に努めます。

公民館等においては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。



公民館まつり

基本計画

## スポーツの振興

#### ・ 現状と課題

健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるよ うになっています。また、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化しています。

本市では、体育協会及び関係団体との連携による各種体育事業の実施により、市民の体力の向上と活 力に満ちた地域社会づくりを進めてきました。

今後は、多様なニーズを踏まえながら、市民が気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力ある充 実した生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催など、スポーツに親しむ機会の充実・創出を図る とともに、指導者の育成や組織体制の確立に努める必要があります。

一方、老朽化した施設が点在する中、運動公園、体育館等、既存のスポーツ施設の統廃合等も視野に入 れ、新設する新体育館を核として市内体育施設の効果的な活用・あり方を検討するとともに、市民が協議 に触れる機会を創出することも重要となっています。

本市で毎年開催される「飯塚国際車いすテニス大会」は、1985(昭和 60)年に第1回大会を開催し、 2004(平成 16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の身体障 がい者間のスポーツ交流・相互理解に寄与しており、引き続き、開催支援に努める必要があります。

1985(昭和60)年から毎年開催されている飯塚国際車いすテニス大会は、2004(平成16)年には車いす テニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の障がい者間のスポーツ交流、相互理 解に長年寄与してきました。2018(年より天皇杯、皇后杯が下賜される大会となり、障がい者スポーツ として高く評価される大会となっています。東京パラリンピックを契機として国民のパラスポーツへの 関心が高まる中、この国際大会が本市で引続き開催できるよう支援に努める必要があります。

基本計画

## 第5章 スポーツの振興

#### ・ 現状と課題

健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるよ うになっています。また、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化しています。

本市では、体育協会及び関係団体との連携による各種体育事業の実施により、市民の体力の向上と活力 に満ちた地域社会づくりを進めてきました。

今後は、多様なニーズを踏まえながら、市民が気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力ある充 実した生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催など、スポーツに親しむ機会の充実・創出を図る とともに、指導者の育成や組織体制の確立に努める必要があります。

また、スポーツ活動の基盤となる運動公園、体育館等、既存のスポーツ施設の統廃合等も視野に入れた 有効活用と施設の在り方を検討する必要があります。

本市で毎年開催される「飯塚国際車いすテニス大会」は、1985(昭和 60)年に第 1 回大会を開催し、 2004(平成 16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の身体障が い者間のスポーツ交流・相互理解に寄与しており、引き続き、開催支援に努める必要があります。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催を好機ととらえ、東京オリンピック・パラリンピック事 前キャンプ地や国際的なスポーツ大会を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会の創出を 図ることも重要となっています。

施策

5-5 スポーツの推進

5 大規模スポーツ大会等の誘致

大規模なスポーツ大会等・イベントを誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出することにより、スポーツ振興はもとより、スポーツによる交流人口の増加を図ります。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

5-5 スポーツの推進

#### 5 国際的スポーツ大会等の誘致

東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地をはじめ、国際的なスポーツ大会等 を誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出することにより、スポーツ振 興はもとより、スポーツによる国際交流の促進を図ります。

# 基本計画 第 5 章 6

## 文化芸術の創造

#### 業 現状と課題

本市の文化芸術の振興については、飯塚文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われており、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)において、幅広い事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しています。また、市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われていますが、参加者の高齢化が進み、新たな加入者も少ない状況です。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

中でも、飯塚新人音楽コンクールはボランティアにより運営され、2021(令和 3)年に 40 回目の開催を迎えました。今後更なるボランティアの人材確保や関係機関相互の連携を深めるなど、地域音楽文化の振興のため一層の充実が求められています。

また、市に移譲された嘉穂劇場については、幅広い人々に親しまれ、文化を発信できる拠点施設となるよう、活用方法の検討を進めます。

更に本市の文化芸術の振興を図っていくため、これらの施設の継続的な施設整備や本市の特性に応じた施策展開を推進する必要があります。



飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)



## 文化芸術の創造

#### 業 現状と課題

本市の文化芸術の振興については、飯塚文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われており、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)において、幅広い事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しています。また、市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われていますが、参加者の高齢化が進み、新たな加入者も少ない状況です。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

中でも、飯塚新人音楽コンクールはボランティアにより運営され、2016(平成 28)年に 35 回目の開催を迎えています。今後更なるボランティアの人材確保や関係機関相互の連携を深めるなど、地域音楽文化の振興のため一層の充実が求められています。

更に文化芸術の振興を図っていくため、計画的な施設整備や本市の特性に応じた施策展開を推進する必要があります。



文化会館(飯塚コスモスコモン)

### 基本計画 第 **5** 章 **7**

### 歴史的・文化的遺産の保護と活用

### 業 現状と課題

本市には、数多くの歴史・文化資源が残されて<mark>います。中でも国指定文化財の旧伊藤伝右衛門邸や目尾</mark> 炭坑跡をはじめとした炭鉱遺産がまちの歴史を物語っています。

これらの貴重な資源、獅子舞や神楽などの郷土芸能、伝統行事については、その存在の重要性を多くの市民が知り、保存や次の世代への継承のための活動が活発になるよう取り組む必要があります。

また、飯塚市歴史資料館では文化財の展示公開を実施していますが、市内に点在する旧伊藤伝右衛門 邸や旧松喜醤油屋、<mark>嘉穂劇場、</mark>長崎街道、内野宿などの文化資源との連携や観光資源としての活用が求め られています。



旧伊藤伝右衛門邸(国指定重要文化財、庭園は国の名勝指定)

### 基本計画 第 **5** 章 (7

### 歴史的・文化的遺産の保護と活用

#### 業 現状と課題

本市には、数多くの歴史・文化資源が残されており、中でも旧伊藤伝右衛門邸をはじめとした炭鉱遺産がまちの歴史を物語っています。

これらの貴重な資源、獅子舞や神楽などの郷土芸能、伝統行事については、その存在の重要性を多くの市民が知り、保存や次の世代への継承のための活動が活発になるよう取り組む必要があります。

また、飯塚市歴史資料館では文化財の展示公開を実施していますが、市内に点在する旧伊藤伝右衛門邸や旧松喜醤油屋、長崎街道、内野宿などの文化資源との連携や観光資源としての活用が求められています。



旧伊藤伝右衛門邸(市指定有形文化財、庭園は国の名勝指定)

### 基本計画 第 **5** 章 **8**

### 国際交流・多文化共生※10の推進

### 業 現状と課題

グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化しています。国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。

このような中、本市では米国サニーベール市と 2013(平成 25)年度に友好<mark>交流関係</mark>協定を締結、 2016(平成 28)年度には姉妹都市協定へと発展し、市内中学生を中心とした国際交流を実施するなど、次 代を担う人づくりを進めています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や研究者が在籍するほか、企業で働く在住外国人が増加しており、外国人が日常生活に不便を感じることなく暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを進めることが一層必要となっています。

市民が参加する国際交流事業を充実するとともに、民間の国際交流推進団体への支援や、多文化共生のまちづくりの実現に向け、市民の国際理解を高めるための人材の育成が求められています。

### 業 施策の方針

外国人との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                 | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 国際交流事業参加者数             | 1,200人              | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>2,000</mark> 人              |
| 国際交流関係団体で活動しているボランティア数 | 290人                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 350 人                             |
| 国際交流に関して満足している市民の割合    | 82.8%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 基準値以上                             |

### 基本計画 第 **5** 章 **8**

### 国際交流・多文化共生※10の推進

#### 業現状と課題

グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化しています。国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。

このような中、本市では米国サニーベール市と平成 25 年度に友好都市協定を締結、平成 28 年度には姉妹都市協定へと発展し、市内中学生を中心とした国際交流を実施するなど、次代を担う人づくりを進めています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や外国の研究者が在籍しており、在住外国人も増加傾向にあることから、外国人が日常生活に不便を感じることなく暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを進めることが一層必要となっています。

今後は、市民が参加する国際交流事業を充実するとともに、民間の国際交流推進団体への支援や、多文化共生のまちづくりの実現に向け、市民の国際理解を高めるための人材の育成が求められています。

### 業 施策の方針

外国人と市民との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

#### 業 目標達成指標

| 目標達成指標                 | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国際交流事業参加者数             | 1,200 人             | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 1,500 人             |
| 国際交流関係団体で活動しているボランティア数 | 290 人               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 350 人               |
| 国際交流に関して満足している市民の割合    | 82.8%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 基準値以上               |

施策

#### 5-8 国際交流・多文化共生の推進

1 国際交流の推進

姉妹都市交流の継続・発展を図るとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、 国際交流事業に取り組み、文化や教育、経済などの交流促進に向けた活動を推進します。

2 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。



<mark>外国人のための日本語教室</mark>



お国料理教室



グローバル人材育成研修事業(米国サニーベール市)

### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 5-8 国際交流・多文化共生の推進

1 国際交流の推進

姉妹都市交流の継続・発展を図るとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、国際交流事業に取り組み、外国人と市民との文化や教育、経済などの交流促進に向けた活動を推進します。

2 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について市民の理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。



中学生海外研修事業(米国サニーベール市)



### 定住環境・公共交通の充実

### 業 現状と課題

本市では、若者の福岡都市圏や東京都市圏等への流出により生産<mark>年齢</mark>人口が減少し、<mark>人口減少と</mark>少子高 齢化が進む中で、単独世帯、核家族世帯の増加など世帯構造の変化に伴<mark>う</mark>、空き家や買い物弱者の増加が 社会的問題となっています。

一方、本市は福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都 市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

こうした中、住宅<mark>環境</mark>や公共交通の整備をはじめとした定住施策を推進することは、ますます重要とな っています。

公営住宅については、大半が昭和40年代までに建設され、老朽化が著しく、改良住宅においても同様 に老朽化が進んでいるため、計画的な建て替えや改修が必要となっています。

公共交通については、福岡・北九州都市圏へのアクセス環境をより良いものにするため、福岡市営地下 鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続やJR福北ゆたか線の複線化等、さらなる利便性の向上が求められてい ます。

また、市内の交通機関について、<mark>運転免許証自主返納の増加等により自家用車を利用</mark>できない市民<mark>の</mark>増 加が予測され<mark>ることから</mark>、市民の移動手段を確保するため、<mark>利用者ニーズ、民間公共交通と</mark>コミュニティ 交通(※1)との役割分担等を考慮した、効果的・効率的で持続可能な公共交通体系を整備する必要がありま す。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備 を図るとともに、空き家等の活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方や移動手段の確保等を 検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。



### 定住環境・公共交通の充実

#### 業 現状と課題

本市では、若者の福岡都市圏や東京都市圏等への流出により生産人口が減少し、少子高齢化が進む中で、 単独世帯、核家族世帯の増加など世帯構造の変化に伴い、空き家や買い物弱者の増加が社会的問題となっ ています。

一方、本市は福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都 市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

こうした中、公営住宅や公共交通の整備をはじめとした定住施策を推進することは、ますます重要とな っています。

公営住宅については、大半が昭和40年代までに建設され、老朽化が著しく、改良住宅においても同様 に老朽化が進んでいるため、計画的な建て替えや改修が必要となっています。

公共交通については、福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を生かし、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR 篠栗線の接続やJR福北ゆたか線の複線化等、利便性の高い公共交通網の確立が求められています。

また、交通の移動手段を確保できない市民がさらに増加することが予測され、市民の移動手段を確保し、 維持するため、コミュニティ交通(※1)の運営においては、利用者ニーズに合致した運行内容の見直しなど、 利用者の減少に歯止めをかけ、利用促進に努めていく必要があります。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備 を図るとともに、空き家等の活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方や移動手段の確保等を 検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。

施策

#### 6-5 定住環境・公共交通の充実

1 良質な住宅供給の推進

公営住宅については、耐用年数を考慮し、状況把握のうえ<mark>で</mark>統廃合や建替えを検討するとともに、長寿命化を目的とした改修を実施します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる住宅を供給するとともに、セーフティーネットの観点も踏まえ、すべての人にとって安全で快適な住環境の整備を福祉施策等との連携を図りながら進めていきます。

3 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、<mark>民間交通事業者と協力しながら、路線バス</mark>の維持に努めます。

また、高齢者等の交通弱者が<mark>外出の際の移動手段を確保できるよう、コミュニティ交通については地域に応じた運行を図るとともに、</mark>交通機関<mark>どうしの結節にも配慮し、公共交通全体</mark>の充実を<mark>めざし</mark>ます。

4 広域交通の利便性の向上

市域をまたいで運行する路線バスについては、運行事業者や沿線自治体と連携して確保・維持に努めます。鉄道については、JRに対して福北ゆたか線の複線化や既存路線の利便性維持・向上を要望するとともに、JRと連携して市内各駅のバリアフリー化を推進します。併せて、パークアンドライド(※2)などに適した駅駐車場の設置等、駅周辺の整備等に取り組みます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 6-5 定住環境・公共交通の充実

良質な住宅供給の推進

公営住宅については、耐用年数を考慮し、状況把握のうえ統廃合や建替えを検討します。 また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる住宅を供給するとともに、 セーフティーネットの観点も踏まえ、すべての人にとって安全で快適な住環境の整備を福祉 施策等との連携を図りながら進めていきます。

3 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、乗合バスの確保と定時運行体制の維持・継続に努めます。 また、交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上、他の交通機関 との乗継の利便性向上など、外出機会を促進するために、地域の実状に応じたコミュニティ 交通の充実を図ります。

4 広域交通の利便性の向上

路線バスについては、JR各駅への路線の拡充や既存路線の増便・増結を民間交通事業者と協議し、JRには、福北ゆたか線の複線化、駅の無人化及び普通列車の通過の改善を要望するとともに、パークアンドライド(※2)などに適した駅駐車場の設置を含め、駅周辺の整備や駅のバリアフリー化等に取り組んでいきます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。



# <sup>基本計画</sup> 第 **6** 章 **6** 公園・緑地の整備

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標   | 基準値<br>2015(平成 27)年  |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|--|----------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 公園・緑地の整備に関して満足している<br>市民の割合                    | 84.6%                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 基準値以上                             |
| <mark>公園の管理面積</mark><br>(再編・統合集約・機能分担・用途変更による) | 192.29ha<br>※平成 31 年 | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>173.04ha</mark><br>※令和 11 年 |



# 第6章6 公園・緑地の整備

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標                      | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 公園・緑地の整備に関して満足している<br>市民の割合 | 84.6%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 基準値以上               |



### 道路の整備

### 業 現状と課題

本市は、一般国道 200 号、201 号、211 号が幹線道路として本市の交通における骨格を形成し、主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市町道が市内の拠点間や市外の主要都市を結んでいます。集約型の都市づくりを支える道路網を形成するために、今後とも国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

また、福岡市や北九州市と近接し、県央に位置することから、地の利を生かした流通拠点としての機能を発揮するためにも、八木山バイパスの全線4車線化開通による幹線道路としてアクセス強化が図られています。今後はインターチェンジのフルランプ化(※1)の実現を目指し、効果を生かした土地利用の推進、広域交流に通じたまちづくりを進める必要があります。

市道については、逐次改良等を進めていますが、歩行者空間の明確化など、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人に配慮した道路などの整備が課題となっています。

また、市が管理する橋りょうは、2015(平成 27)年度末で 626 橋あり、今後 30 年で 499 橋が耐用年数 (60 年) を経過するため、計画的な補修が必要となっています。



### 道路の整備

### 業 現状と課題

本市は、一般国道 200 号、201 号、211 号が幹線道路として本市の交通における骨格を形成し、主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市町道が市内の拠点間や市外の主要都市を結んでいます。集約型の都市づくりを支える道路網を形成するために、今後とも国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

また、福岡市や北九州市と近接し、県央に位置することから、地の利を生かした流通拠点としての機能を発揮するためにも、八木山バイパスの全線4車線化による渋滞緩和や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化(※1)による利便性の向上が求められています。

市道については、逐次改良等を進めていますが、歩行者空間の明確化など、子ども、高齢者、障がい者 をはじめ、すべての人に配慮した道路などの整備が課題となっています。

また、市が管理する橋りょうは、2015(平成 27)年度末で 626 橋あり、今後 30 年で 499 橋が耐用年数 (60 年) を経過するため、計画的な補修が必要となっています。

施策

6-7 道路の整備

1 国道の早期整備の推進

主要幹線道路である一般国道 200 号、201 号、211 号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線4車線化の早期完成や県道飯塚穂波線と接続するインターチェンジのフルランプ化の実現を目指しています。今後も、関係機関と連携しながら、国、県に対して道路の整備促進・早期完成や道路整備に必要な財源の確保等要望活動を推進します。

2 県道等の早期整備の推進

主要地方道飯塚停車場線の整備推進や、 県道飯塚穂波線など重要路線の事業促進のほか、 一般県道の未整備区間の早期整備を要望し、交通安全環境の改善等に努めます。

4 都市計画道路事業の推進

都市計画道路新飯塚潤野線の整備を促進するとともに、本市の主要拠点を結び、都市の骨格となる都市内幹線道路の整備を推進します。

#### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

6-7 道路の整備

1 国道の早期整備の推進

主要幹線道路である一般国道 200 号、201 号、211 号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線4車線化や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化の実現を目指しています。今後も、関係機関と連携しながら、国、県に対して道路の整備促進・早期完成や道路整備に必要な財源の確保等要望活動を推進します。

2 県道等の早期整備の推進

県道鯰田・中線(国道 200 号までの区間)の早期共用開始、県道飯塚穂波線など重要路線の整備のほか主要地方道、一般県道の未整備区間の早期整備を要望し、交通安全環境の改善等に努めます。

4 都市計画道路事業の推進

生活利便施設を快適に利用できる交通環境の形成を図るため、都市計画道路の計画的な整備を図ります。

基本計画 第6章(8)

### 上下水道の整備

### 業 現状と課題

上下水道事業については、人口減少や節水意識の高まりなどにより給水量が減少傾向にある中、上下水 道料金の徴収率の向上や外部委託範囲の拡大を図るなど、更なる事業の効率化を進め、経営戦略に基づき 計画的な財政運営を行うことが必要となっています。

上水道については、安全で安心な水の安定供給と有収率の向上を目指し、老朽管更新事業や施設の耐震 計画を実施するとともに、配水量及び給水量をチェックし、管路、施設のダウンサイジング等、より一層 の効率化が求められています。

下水道については、公共下水道事業の事業計画に基づき、引き続き管渠整備を促進するとともに、終末 処理場、ポンプ場、管渠等の既存施設の老朽化対策として下水道ストックマネジメント計画に則って事業 を実施しています。下水道整備済地域においては、公共下水道への未接続家屋等もあり、更なる接続促進 に努める必要があります。

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標      | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和8</mark> )年 |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 有収率(※1)     | 88.0%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 90.0%                            |
| 下水道整備率(普及率) | 45.8%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 50.0%                            |
| 水洗化率(※2)    | 87.3%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | <mark>91.0</mark> %              |



## 第6章 8 上下水道の整備

### 業 現状と課題

上下水道事業については、人口減少や節水意識の高まりなどにより給水量が減少傾向にある中、上下水 道料金の徴収率の向上や外部委託範囲の拡大を図るなど、更なる事業の効率化を進め、計画的な財政運営 を行うことが必要となっています。

上水道については、安全で安心な水の安定供給と有収率の向上を目指し、老朽管更新事業や施設の耐震 計画を実施するとともに、配水量及び給水量をチェックし、より一層の効率化が求められています。

下水道については、公共下水道事業の事業計画に基づき、引き続き管渠整備を促進するとともに、終末 処理場、ポンプ場、管渠等の既存施設の老朽化対策として長寿命化事業を実施しています。下水道整備済 地域においては、公共下水道への未接続家屋等もあり、更なる接続促進に努める必要があります。

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標      | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 有収率(※1)     | 88.0%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 90.0%               |
| 下水道整備率(普及率) | 45.8%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 50.0%               |
| 水洗化率(※2)    | 87.3%               | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 88.5%               |

施策

6-8 上下水道の整備

3 公共下水道事業の推進

公共下水道については、汚水処理構想に基づき公共下水道事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、水洗化率向上のためPR活動の推進、市報等による広報啓発、水環境学習会の開催、融資あっ旋制度等により水洗化の普及促進に努めます。

### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

6-8 上下水道の整備

### 3 公共下水道事業の推進

公共下水道については、汚水処理構想に基づき公共下水道事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、水洗化率向上のため戸別訪問による P R 活動の推進、市報等による広報啓発、水環境学習会の開催、融資あっ旋制度等により水洗化の普及促進に努めます。



## 自然環境の保全

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標          | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026( <mark>令和 8</mark> )年 |
|-----------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 自然観察会・体験会への参加者数 | 100人                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 300人                              |
| 森づくり関係団体数       | 7 団体                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 13 団体                             |
| 荒廃森林整備面積(※1)    | <mark>0ha</mark>    | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 1,700ha                           |



## 自然環境の保全

### ★ 目標達成指標

| 目標達成指標          | 基準値<br>2015(平成 27)年 |                     | 目標値<br>2026(平成 38)年 |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 自然観察会・体験会への参加者数 | 100人                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 300 人               |
| 森づくり関係団体数       | 7 団体                | <b>&gt;&gt;&gt;</b> | 13 団体               |

(※1) 荒廃森林整備面積:長期間にわたって整備がされておらず、水源の涵養や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林および 現に発揮できなくなっている森林を整備した面積。

施策

### 7-1 自然環境の保全

1 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備<mark>を行い、市民・各種団体が活用できる竹粉砕機を導入し、</mark>森林への関心を高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

※ 施策を実現するための基本事業

施策

### 7-1 自然環境の保全

1

### 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備や森林への関心を 高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

### 基本計画 第 **7** 章 **3**

### 環境にやさしいまちづくり

### ・ 現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にありますが、資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や3R (Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生使用)の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、環境施設等を総合的に管理運営する目的で設立された施設組合(ふくおか県央環境広域施設組合)のごみ焼却等施設・リサイクル施設において適正処理されています。また、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っていますが、今後、将来的に老朽化が見込まれることや、社会情勢の変化などを踏まえ、中・長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携して協議する必要があります。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

基本計画 第 **7** 章 **(3** 

### 環境にやさしいまちづくり

### 業 現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にありますが、資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や3R (Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生使用)の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、ごみ焼却等施設・リサイクル施設において処理していますが、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っています。

今後の環境施設(ごみ処理、し尿処理、火葬場)のあり方については、中·長期的、広域的な視点から、 環境施設の集約・再編整備について周辺自治体と検討・協議を行うことが必要です。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

施策

#### 7-3 環境にやさしいまちづくり

4 ごみ処理施設の適正管理と整備

今後も継続して利用するごみ処理施設は、適正管理に努めるとともに、定期的な整備や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

あわせて、社会情勢の変化に伴い、施設組合が管理運営し市内のごみを処理している「ごみ燃料化センター」が令和4年度で廃止され、施設組合にてごみ処理施設の再編がおこなわれるのを契機に、ごみの循環型社会形成に向けて、ごみの適正処理並びにリサイクル率の向上、効率的なごみの収集・運搬体制を再構築するため、中長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携し推進します。

### ※ 施策を実現するための基本事業

施策

#### 7-3 環境にやさしいまちづくり

4 ごみ処理施設の適正管理と整備

ごみ処理施設の定期的点検・補修を行い、施設の適正管理に努めるとともに、最終処分場については、クリーンセンター内最終処分場の埋立と並行して、施設の新設又は集塵灰の外部処理委託の選定を検討します。また、今後の環境施設(ごみ処理、し尿処理、火葬場)のあり方については、中・長期的及び広域的な視点から環境施設の集約・再編整備について、周辺自治体と検討・協議を進めます。